

R8.1月時点

【補助事業実績】

| 年度 | ①空家等バンク活用 | ②空家等活用 | ③老朽危険空家 |
|-------|-----------|--------|---------|
| 令和5年度 | 0件 | - | - |
| 令和6年度 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 令和7年度 | 0件 | 1件 | 0件 |

※空家等活用 自己居住用1件

【補助事業概要】

①播磨町空家等バンク活用支援事業補助金【令和6年1月～】

・【区分】空家等バンク登録助成

| | |
|----------|---|
| 【補助対象者】 | 空家等バンクに登録された空家等の所有者 ※住民税非課税要件あり |
| 【補助対象経費】 | 空家等バンクに登録するために必要な不動産登記に関し、司法書士及び土地家屋調査士等に支払った費用で、交付申請日において登記完了日から3月以内のもの。（登録免許税を除く） |
| 【補助金額】 | 最大 15万円（補助対象経費の4分の3） |

・【区分】空家等利活用支援

| | |
|----------|---|
| 【補助対象者】 | ・空家等バンクに登録された空家等の所有者 ・空家等バンクに登録された空家等の所有者から空家等を購入等する者（契約締結日から6月以内） ※住民税非課税要件あり |
| 【補助対象経費】 | ・家財道具等の搬出処分、清掃、敷地内の除草又は木伐採に要した経費に関し、清掃事業者等の事業者へ支払った費用 ・空家等利用者が空家等への引越しに要した経費に関し、引越し業者又は運送業者に支払った費用 |
| 【補助金額】 | ・家財道具処分等 最大 5万円（補助対象経費の2分の1） ・引越し費用 最大 5万円（補助対象経費の2分の1） |

②播磨町空き家活用支援事業補助金【令和6年4月～】

| | |
|----------|---|
| 【補助対象者】 | 空家の所有権を取得し、10年以上当該空き家を自己居住用の住宅又は自己業務用の事業所として活用しようとする者 ※その他所得要件等あり |
| 【補助対象空家】 | ・築20年以上経過した戸建ての空家であること及び一定の耐震性を有すること（旧耐震住宅のみ） ・空家である期間が6ヶ月以上であるもの（空家等バンク登録物件を除く） ・水回り設備が10年以上更新されていないこと |
| 【補助対象経費】 | 空き家を住宅又は事業所として活用するための機能回復又は設備改善に必要な改修工事に要する経費 ※補助対象経費が次の額以上であるものに限る 住宅型：100万円以上 事業所型：150万円以上 |
| 【補助金額】 | 補助率 60/100～80/100（上限額あり） ※世帯区分や補助対象経費の金額等に応じて補助率を設定 |

③播磨町老朽危険空き家除却支援事業補助金【令和6年4月～】

| | |
|----------|---|
| 【補助対象者】 | 老朽危険空き家の所有者である個人であること ※住民税非課税要件あり |
| 【補助対象空家】 | ・1年以上使用されていない居住用建物の空き家で、倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれがある ・老朽危険空き家判定基準による評点が100点以上である ・空き家の適正管理について指導又は助言を受けている |
| 【補助対象経費】 | 老朽危険空き家の除却工事費の額 |
| 【補助金額】 | 補助対象経費の3分の2に相当する額（限度額 1,332,000円） |